

フィッシュダンス音楽練習場 管理運営事業者

公募のしおり

**2026年9月
神戸市**

1. 公募スケジュール



2. 募集要項

1. 趣旨

フィッシュダンス音楽練習場（以下、「音楽練習場」という）は、メリケンパークに位置した音楽がメインの練習場で、楽器演奏の他、歌や踊り・芝居の練習場所として設置した施設です。大練習場では70人以上の吹奏楽演奏が可能であり、また和太鼓による練習も可能で

あるなど、地元の音楽団体をはじめ、市民の芸術文化活動の練習拠点として提供しております。

今回、音楽練習場について、引き続き市民に芸術文化活動の練習拠点としての機能を提供し、かつメリケンパークの立地を活かした周辺のにぎわいづくりにも資する施設運営を行うなど、従来にはない新しい手法で施設の管理・運営を実施する事業者を公募します。

2. 施設の概要

名 称：フィッシュダンス音楽練習場

場 所：神戸市中央区波止場町

構 造：鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積：865㎡（うち772㎡部分）

敷 地：936㎡

建築日付：1964年6月1日

練 習 室：大2室（280㎡、210㎡）、小1室（35㎡）他に倉庫（大5室・小2室）あり

設 備：アップライトピアノ、譜面台、ホワイトボードを各室に1台、スタンドミラー

3. 貸付の条件

（1）貸付方法

借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約

（2）貸付期間

2027年3月1日より2032年2月28日。更新はできません。

ただし、契約終了の1年前から6か月前までに双方協議をし、合意すればさらに一定期間の定期建物賃貸借契約ができるものとします（※期間は協議による）。

（3）賃料

月額360,000円。賃料は、2027年3月1日から発生します。

①原則年4回払いとし、1回目（4月1日から6月30日までの貸付料）は5月末、2回目（7月1日から9月30日までの貸付料）は8月末、3回目（10月1日から12月31日までの貸付料）は11月末、4回目（1月1日から3月31日までの貸付料）は2月末を納入期限とします。神戸市が発行する納付書により納付していただきます。

ただし、2027年3月分については2027年3月末を納入期限とします。

納入期限を超過して賃料を納入した場合は、年14.6%の割合で算出した遅延利息を別途納入していただきます。

②物価または地価の上昇その他経済事情の変動等により賃料が不相当となった場合は、賃料を改定することがあります。

（4）保証金

①賃料の6か月分を契約締結日（2027年1月中を予定）までに、神戸市が発行する納付書により納付していただきます。

②契約期間満了後、賃料その他神戸市にお支払いいただく債務をすべて完済し、当該施設を原状回復して返還いただいた日以後に返還します。保証金は、利息を付さず返還

します。

(5) 施設利用の制限

- ①当該施設を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用には供することはできません。
- ②当該施設を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。

(6) その他

- ①契約終了時には、施設を原状(賃貸借契約開始時点の状態)に復旧したうえで、神戸市に引渡してください。
- ②音楽練習場の内装などへの投資の提案は可能ですが、費用は事業者負担とし、施工は市との協議が整った場合に限り実施することができます(提案どおりに実施できないことがあることに注意すること)。なお、この場合の原状回復義務については、別途協議とします。
- ③神戸市は、管理運営上、必要と認める場合は音楽練習場の投資を自ら実施すること等があります。その場合、当該施設の維持管理区分、利用料金ならびに賃料については、事業者と協議の上、決定します。
- ④音楽練習場の土地の所有者は国であり、神戸市は国より土地を賃借しています。よって、国が別の公共事業等に土地を利用することとなり、神戸市との賃借が解除された場合は、神戸市と事業者の貸付契約の期間内であっても解除する可能性があります。その場合の補償については別途協議とします。また、国に対して土地の用途を多目的ホールとして届け出ているため、その用途に則さない運営はできません。
- ⑤事業者は、施設の一部及び全部を第三者に転貸してはなりません。
- ⑥公募のしおりに定めるもののほか、必要な事項については、神戸市の指示に従ってください。また隣接するレストランとは建物は別棟であり、運営事業者も異なりますが、運営に際しては、互いに協力するようにしてください。また、レストランの設備の一部が音楽練習場の屋上部分に設置されています。かかる費用等については事業者決定後に協議とします。

4. 営業上の条件

(1) 基本方針

営業にあたっては、以下の基本方針に則った管理・運営手法や企画等について具体的に提示して頂きます。なお、最終的には事業者決定後の市との協議により決定とします。

- ①主な用途は音楽練習場とし、運営にあたっては、従前の利用方法を考慮しつつも、平

等・公平な利用を確保し、快適に利用できる幅広い利用に資するよう工夫してください。

②練習室にあたっては一般貸出を行い、倉庫については現在の利用団体に引き続き利用させてください。貸出料にあたっては、現在倉庫(大)41,000円・倉庫(小)22,000円となっており、この金額を引き継ぐことを原則としながらも、収支状況を鑑み値上げすることは可能ですが、大幅な増額変更とならないように倉庫利用団体と十分に協議を行い、金額設定するようにしてください。練習室においても、現在の利用料を考慮しつつ、妥当な金額設定を提案してください。

③音楽練習場を音楽文化の発信拠点とし、その利用団体をはじめ地元の音楽団体等との協働・連携も意識した、メリケンパークのにぎわいづくりに資するような事業を企画し、実施してください。

④音楽練習場の維持・管理にあたっては、建築物の維持管理について権原を有する者として、維持管理を行い、効率的、効果的な手法でコストを最小限に抑えた手法で実施するとともに、利用者同士の創意工夫による保全方法も検討するなど、従来にはない新しい発想で取り組んでください。

⑤引渡し後であっても既に現行事業者による予約を受け付けている場合は、利用者に不利益を被ることのないよう、予約内容(日時・利用料金)は引き継いでください。

⑥事業者は、上記①～⑤を一体的に実施できるよう運営してください。

(2) 営業方式

音楽練習場を直営方式で営業する。(他者に運営委託はできません。)

(3) 営業日時

営業日時に関しては従来の形態を考慮しつつ提案してください。事業者決定後、市との協議により最終決定します。

現在の練習室利用可能時間は 9:00～22:00 までで、9:00～12:30、13:00～17:00、17:30～22:00 の3区分設定となっています。

(4) 設備管理等

①敷地及び施設の各種点検・維持管理、害虫駆除等については、各種法に則った管理運営を行うこととし、建築物の維持管理について権原を有する者として事業者で適正に実施して下さい。また、音楽練習場の専用設備に限らず、レストランと分離不可な共通設備(消防設備点検や高圧受変電設備点検、貯水槽水質点検等)にかかる費用、電気基本料金や水道料金についても、事業者が負担してください。

②事業者負担で、設備の更新及び変更をする場合は、神戸市の事前承認が必要です。

③事業者は、建築物の維持管理について権原を有する者として施設の維持管理を行わなければなりません。その際、4(1).基本方針の④に定める通り、最小限のコストによる手法で実施して下さい。

④神戸市は、施設の修繕を原則行いませんが、必要と認める場合は修繕等を自ら実施することがあります。その際、施設の休止にかかる費用等の補償は別途協議とします。

※現在、外壁改修や建具改修等を予定しております。

⑤電力メーター、給水メーター以降の設備の設置及び管理は、事業者負担で行ってください。

(5) 什器備品

現状の音楽練習場にある什器備品については、施設の付属品として利用できます。その他、営業に要する物品等については、事業者で用意してください。また、これら事業者が用意した物品等は契約期間満了日までに撤去し、原状に復してください。

(6) 内装の改装・改修

原則、現状の内装仕様のまま利用してください。もし、内装の改装や改修を行いたい場合は、ただし、事前に図面等の書類を神戸市に提出し、承認を受けることが必要です。

(7) 清掃・ごみ処理

清掃、害虫駆除、ごみの処理については、事業者負担で行って下さい。

(8) 権利義務の制限

事業者は定期建物賃貸借契約による権利義務及び保証金返還請求等を第三者に譲渡、継承あるいは担保に供することはできません。

(9) 光熱水費

光熱水費（電気料金・水道料金）は、事業者負担して頂きます。

(10) 神戸市への運営状況の報告

①事業者は、四半期毎に施設利用状況（施設の利用者数及び利用率等）を神戸市に報告してください。その他、市の求めに応じ状況を報告してください。

②事業者は、（4月から翌年3月を年度とします。2027年度は2027年3月分）毎年の決算（利用者数・稼働率、収支）を神戸市に報告してください。

(11) 電話等通信回線

電話等通信回線の引きこみは、神戸市の承認の上行っていただきます。電話等通信料金は、事業者で負担していただきます。

(12) その他

①事業者は、提案条件を遵守しなければなりません。ただし、社会情勢の変化等により、提案条件を維持することが社会通念上不公平あるいは、公益上問題があると認められる場合は、神戸市との協議により、施設の運営内容（利用料金等を含む）を変更することができます。この場合において、神戸市との協議が整わない場合は、神戸市の指示に従わなければなりません。

②事業者が施設の利用料金の値上げを行う場合には、消費増税の転嫁を除き、当該施設の賃借料も値上げを行う場合があります。このほか、施設の賃借料は、インフレ率や消費者物価指数等を勘案し、当初定めた金額が不相応と判断される場合に、協議により変更することとします。

③利用者サービス及び衛生の保持については、特に注意を払い実施していただきます。

④メリケンパークは堤外地のため、台風接近等による高潮や津波発生時には防潮鉄扉を閉鎖することがあります。防潮鉄扉が閉鎖される前に、事業者の責任の下で、利用者の安全を確保してください。また、地域特有の危機対応訓練等がある場合は協力していただきます。

⑤音楽練習場の運営に必要な物品等の搬出入は、正面玄関または建物東側の2か所（練習場大1、2それぞれにあります）からとなります。搬出入のため車両を駐停車する場合は、近隣の駐車場を利用し、メリケンパークへの来客者の妨げとならないよう十分注意してください。

- ⑥メリケンパークで実施のイベント開催の際には、市から協力を依頼する場合があります。
- ⑦メリケンパークは事業者が管理運営しています。音楽練習場の運営に際して必要に応じて事業者と調整をしてください。
- ⑧その他、市からの問い合わせや指示には真摯に対応をしてください。

5. 申込資格

本件公募に参加できる者は、公募開始時から定期建物賃貸借契約締結日までの間

((2)については、契約期間満了まで)、下記の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 本件施設の活用事業者になることを目的として本事業に応募する者で、施設の整備及び管理運営を行うにふさわしい、企画力・資力・経営力・信用等を備えた単独の法人又は複数の法人の共同体（以下「共同体」という。）とし、各法人は、日本の法律に基づく法人格を有する者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等が代表者又は役員若しくは実質的に経営に関与する者である団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、更生計画認可決定、再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない）。
- (4) 市における不動産の売り払い又は賃貸借に係る契約手続きにおいて次の事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者でないこと。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - ①競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ②落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ③正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - ④落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかった者
 - ⑤市における競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 本件施設を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者でないこと。
- (6) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者でないこと。
 - ①市から直接に又は第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該

不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者

② ①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

（７）禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。

（８）過去３年にわたって、国税（法人税・消費税）、地方税について未納の税額がある者でないこと。

6. 担当部署

文化スポーツ局文化交流課

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

神戸市役所１号館19階

Mail : kikaku-kouhou@city.kobe.lg.jp

時間：平日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）

7. 公募のしおりの配布

市ホームページ上のみアップロードします。担当部署での配布は行いません。

公開期間は2026年10月21日（水）午後５時までです。

8. 応募予定者登録

（１）登録

応募を希望される場合は、必ず登録が必要です。登録は所定の書式（応募予定者登録申込書：様式１）の提出によることとします。期日内に登録をしない場合は、現地説明会への参加、質問書の提出、申請書提出ができません。

（２）登録書提出方法

2026年10月21日（水）午後５時までに担当部署へ電子メールにてご送付ください。

（３）現地見学会

現地見学会（2026年10月22日（木）予定）を行いますので、現地見学会への参加を希望される場合は、2026年10月21日（水）午後５時までに担当部署へ必ず以下を記した電子メールをご送付ください。ただし、現在の管理運営事業者のみ参加登録があった場合は、希望されない限り現地見学会は行いません。

※現地見学会は施設の見学のみとなります。質問については、見学会実施後に質疑受付期間を設けますので、メールにてお問合せください。

電子メールの件名「フィッシュダンス音楽練習場現地説明会について」

メール本文への必須記載事項

- ・登録者名
- ・参加人数

9. 質問の受付について

応募予定登録者はこの公募について質問を行うことができます。質問事項については、所定の様式（様式2）を使用して、2026年10月23日（金）～2026年10月30日（金）午後5時までに担当部署へ電子メールにてご送付ください。質問に対する回答は2026年11月6日（金）を予定しており、質問と回答は、全て市のホームページに公開します。

10. 申請方法

（1）申請書類の受付

「11. 申請書類」に記載している申請書類（申請書及び提案書、関係書類）を2026年11月13日（金）～11月20日（金）の間に担当部署へすべての申請書類を綴った正本1部とそのデータを保存した電磁的記録媒体1点を送付してください。持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く）。郵送の場合は2026年11月20日消印有効。

※申請書類の正本については市販のフラットファイル等に1冊にまとめ、表紙名「フィッシュダンス音楽練習場管理運営申請書類綴」及び申請者名を記載するとともに、項目ごとにインデックスを付け、提出してください。

（2）留意事項

①申請内容の変更・追加の禁止

提出された書類の変更又は書類の追加はできません。ただし、単なる誤字・脱字等の修正はこの限りではありません。

②費用の負担

申請に関し、必要な費用はすべて申請者の負担とします。

③申請書類の神戸市提供資料の取扱い

ア. 神戸市が提示する書類の著作権は神戸市に帰属するものとします。

イ. 神戸市が提供する資料は、申請にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。またこの目的の範囲であっても、神戸市の上承を得ることなく第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることを禁止します。

ウ. 申請者から提出された申請書類等は、契約後には、申請者の企業秘密的な項目など（経営ノウハウ、財務の情報など）非公開の取り扱いとなるものを除き、公開対象となります。

エ. 神戸市は、提出された申請書類の取り扱い及び保管にあたっては、十分注意しますが、不測の損傷等については責任を負わないものとします。なお、申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

11. 申請書類

(1) 申請書

所定の様式（様式 3-1～3-4）に必要事項を記入してください。

様式 3-1：フィッシュダンス音楽練習場管理運営事業者 申請書

様式 3-2：団体概要

様式 3-3：地方税に関する誓約書 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾書

様式 3-4：誓約書

(2) 提案書

様式は不問としますが、下記の点について簡潔にまとめ、提出してください。

①管理運営にあたっての目標値及びその設定の考え方

事業者の提案内容の特色を反映した利用率等の目標の設定とその考え方について具体的に示してください。

②4（1）「基本方針」に対する具体的な提案及び考え方

各項目について具体的に記載し、営業日時や料金設定についても記載してください。

③年間の収支計画（2026 年度 3 月、2027 年度～2031 年度）

提案される収支計画については、経費の縮減が図られている必要があります。

(3) 関係書類

ア. 定款、寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）

イ. 法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）

ウ. 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明書
（直近 3 か年分：法人税・消費税は未納がないことの証明のみで構いません。）

※ただし、「地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書」

（様式 3-3）に必要事項を記入の上、提出いただければ、神戸市で納付状況の確認を行うことができるため、神戸市税に関する納税証明書は不要となります。

エ. 法人税、消費税及び地方消費税の申告書（別表含む：直近の 3 か年分）

オ. 団体等の事業計画書及び収支予算書又は利益計画書（申請書提出日の属する年度）

カ. 事業報告書及び収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表（直近の 3 か年分）

キ. 団体等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

ク. 役員名簿及び代表者の履歴を記載した書類

12. 営業開始日

2027 年 3 月 1 日（予定）

13. 事業者の審査（選考）

事業者については、神戸市が選考のうえ決定します。選定委員会の実施、選定結果の通知及び公表は 2026 年 12 月中旬を予定しています。

(1) 選定方法

市が設置する選考委員会に置いて、応募者から提出された提案内容について、次に掲げ

る項目を総合的に審査・採点し、得点の高い提案をした者から順に、交渉権者を決定します。

①応募者に関する項目（20点）

- ・市内の本社等の有無（10点）
- ・事業主体の経営状況、経営理念、事業実績（10点）

②提案内容に関する項目（80点）

- ・管理運営にあたっての稼働率の目標値及びその設定の考え方（20点）
- ・基本方針①・②に対する具体的な提案及び考え方（20点）
- ・基本方針③に対する取り組み、実現性（20点）
- ・基本方針④に対する具体性・工夫点等（10点）
- ・収支計画について事業運営の継続性等（10点）

※最低基準：合計点100点のうち60点を最低基準点とする。

（2）選考結果

選考の結果については、神戸市より連絡させていただきます。

（事業者決定予定日 2026年12月中）

（3）その他

- ・選考内容に関しての問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・選考の結果、事業者が決定に至らない場合があります。

14. 引渡しまでの手続き

（1）定期建物賃貸借契約の締結

保証金の納入確認後、借受人から「市有不動産借用申請書」を提出していただき、「定期建物賃貸借契約」を神戸市から説明の上、契約書を締結します。

（2）建物の引渡し

2027年3月1日（火）に建物を引渡し予定です。内装等の工事着手は、建物の引渡し後に行っていただくことになりますが、すでに施設利用の予約が入っているので、配慮し実施してください。

15. その他

（1）利用状況

別紙1のとおり

（2）現在の施設利用料金

別紙2のとおり

（3）施設の位置図・平面図

別紙3のとおり

（4）直近の収支状況

別紙4のとおり

（5）リスク分担

事業実施に係るリスクについては以下のとおりとします。

項 目		リスク分担	
		市	事業者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制度の変更			○
物価・金利の変動			○
事故発生（情報漏えい等を含む）	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
施設・設備の損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
備品の損傷			○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	○	
	事業者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による	
第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が事業者に行使する場合を含む）	事業者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による	
事業の中止、変更、延期	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他の市又は事業者のい	事故発生時の初期対応		○
	施設・設備・物品の復旧費用（ただし、市の所有するものに限る）	○	

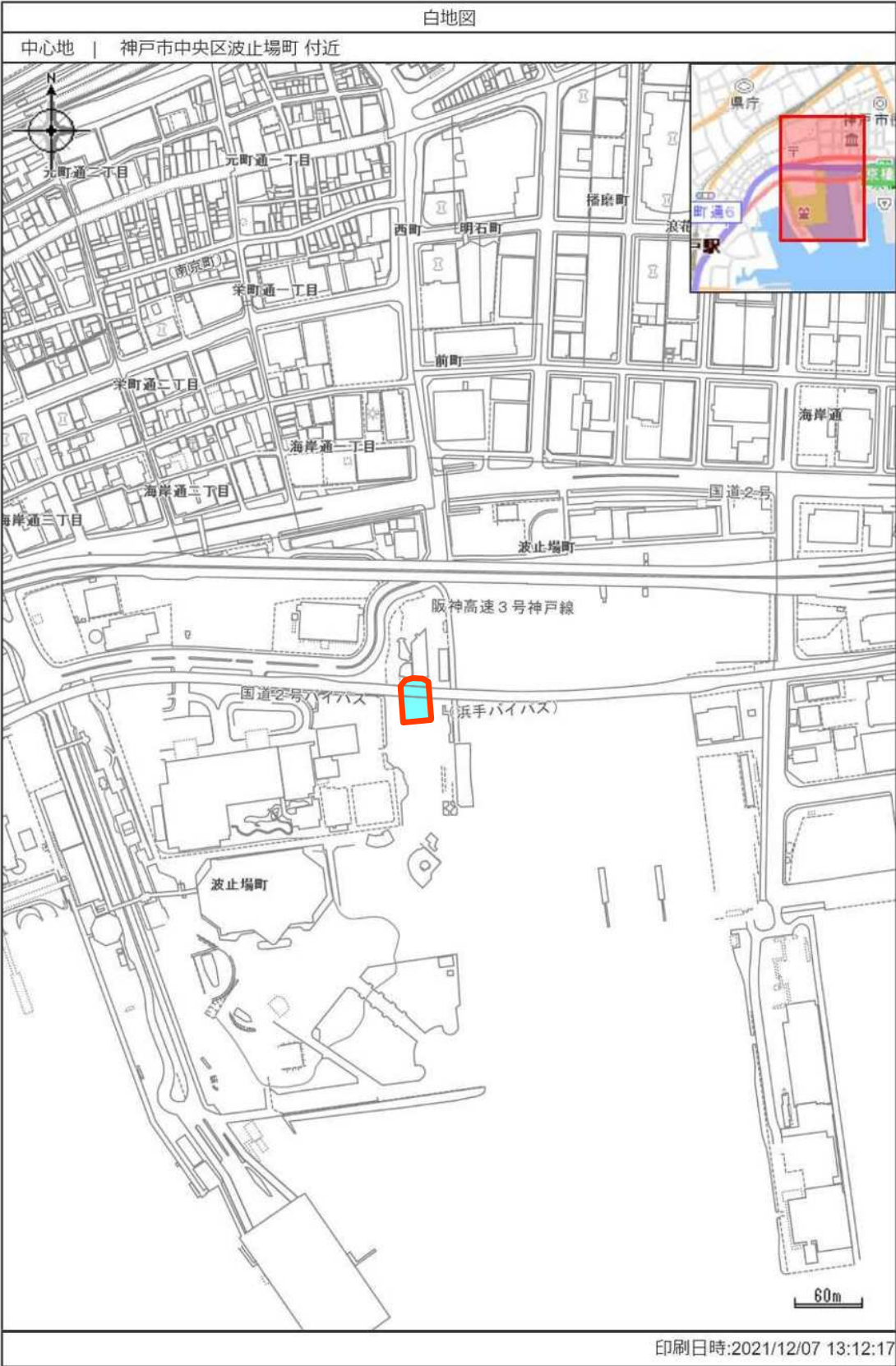
ずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)によるリスク	施設・設備・物品の復旧費用 (ただし、事業者の所有するものに限る)		○
	事業の中止、変更、延期等に伴う費用		○
業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期事業者に引き継ぐ場合とも）			○

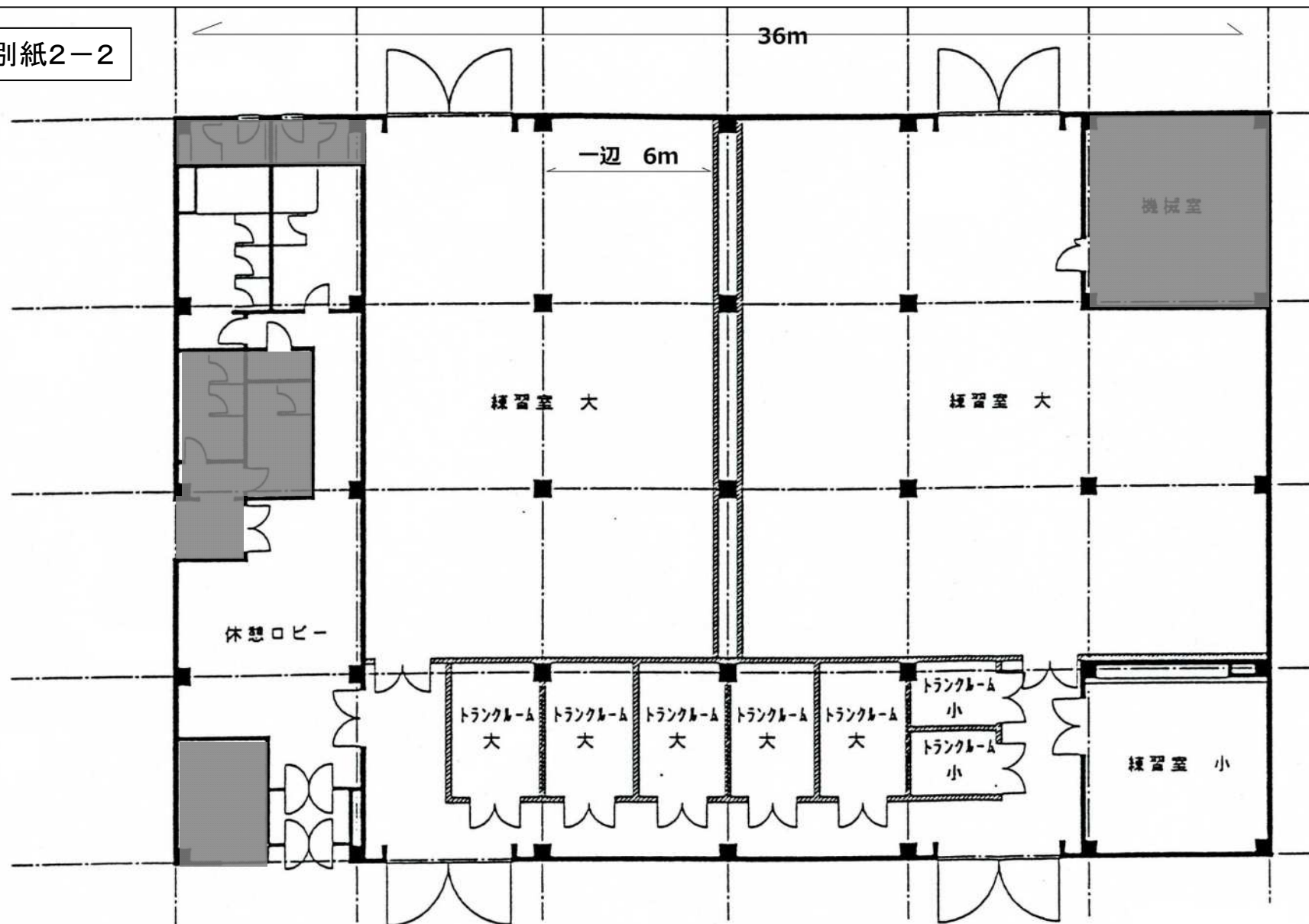
(6) 契約の解除

- ①賃借人が、提案参加（応募）資格の欠格事由に該当すると判明した場合、また本公募のしおり、賃借人が提出した提案書並びに本市との契約書の条項に違反した場合には、本市は契約解除を行います。
- ②契約期間中に自然災害・天変地異、暴動・騒乱等不可抗力により、施設の大部分が壊し、市と賃借人の間で事業継続が困難と合意した場合には、契約解除ができることとします。

別紙 1 現行料金

利用時間 練習室	利 用 料			
	利用区分	9：00～12：30	13：00～17：00	17：30～22：00
大1 大2	通常利用	3,000円	5,000円	8,700円
	上段：平日	6,700円	7,700円	9,800円
	下段：土日祝			
	連続利用	8,000円		—
	上段：平日	12,000円		
	下段：土日祝			
	連続利用	—	13,000円	
	上段：平日		16,000円	
	下段：土日祝			
	連続利用	17,200円		
上段：平日	23,000円			
下段：土日祝				
小	通常利用	1,200円	2,800円	3,300円
	上段：平日	2,500円	3,500円	4,000円
	下段：土日祝			
	連続利用	3,500円		—
	上段：平日	4,600円		
	下段：土日祝			
	連続利用	—	5,100円	
	上段：平日		6,100円	
	下段：土日祝			
	連続利用	6,400円		
上段：平日	8,000円			
下段：土日祝				





フィッシュダンスホール 音楽練習場

別紙3

2025年度 フィッシュダンス音楽練習場収支決算

(単位：円)

科 目		適 用	決 算 額
収入	施設使用料収入	音楽練習場使用料（倉庫使用料含む）	8,169,668
	その他収入		0
	収 入 計		8,169,668
支出	建物賃料	賃料支出	3,384,564
	人件費	施設運営管理人件費 イベント制作人件費	4,326,000
	委託料	機械警備料、施設維持管理費	879,611
	清掃費	施設内清掃	1,125,528
	光熱費	電気・水道代	1,267,102
	消耗器具備品費	トイレトペーパー、電球類他	84,000
	その他物件費	保険料、インターネット回線使用料、 協議会年会費等	300,290
	支 出 計		11,367,095
収 支 差			-3,197,427